

東嶺の著作に関する問題（その一）

——『父母恩難報経註解』と「孝行」の思想——

ミ
ツ
シ
エ
ル
・
モ
ー
ル

第一章 目次

一 はじめに

二 『父母恩難報経註解』・著作の年代と東嶺の動機

三 「孝行」の思想は中国のものか

四 結 び

注

第二章

一 『父母恩難報経註解』原文と訓註

注

附 録

東嶺著作一覧表

参考文献

第一章

一 はじめに

東嶺円慈（七二二—一七九二）が白隠の後継者の一人であることは周知の事実であるが、彼はまた多くの著作を残した学僧でもあった。この小論の目的は、東嶺の思想研究の一環として、その著作の一部を紹介するところにある。

東嶺の著作を検討する過程で、二つの大きな障害にぶつかるとある。一つはその文献が活字化されていないということ、もう一つはその著作の所蔵が判らない場合が多いということである。また東嶺のものかどうか疑惑のもたれる著作に關しては、紛失されてしまった文献もある。このような状況のなかで、現在、思想研究の出発点として、全国の寺院と図書館に保管されている東嶺のものを調べる作業を進めている。附録の東嶺著作一覧表は、その途中報告である。

本稿では、そのなかの『父母恩難報経註解』（以下『恩難報経註解』と略称）を取り上げ、第二章にその原文と訓註を示した。そして以下には、その資料発見の経緯を報告したあと、その著作の動機の問題と、それに絡んで「孝行」という思想背景も若干考察してみたい。

『父母恩難報経』という經典に対して、東嶺が註釈を加えた著作の存在は一般的にほとんど知られていないが、滋賀県の齡仙寺にその文献の唯一の写本があるとの情報を得ることができ、そのコピーを入手していた。その写本の最後には、原本が京都の法輪寺（達磨寺）にあったと明記する昭和七年の奥付があり、その点が長い間気になっていた。しかしこのたび法輪寺の御住職の許可をいただき、念願の原本を拝見することが出来た。またそれだけでなく、見せ

て頂いた『恩難報経註解』が入っている木製の箱からは、全く期待もしていなかった他の資料も出てきた。そこには天明八年（一七八八）の『恩難報経註解』刊本とは別に、東嶺の自筆の以下の三文献の草稿が合本の形で収められていたのである。すなわち順次、『四十二章経』の註解、『文殊師利菩薩一〔時〕梵持経』の註解、そして『父母恩難報経』の註解である。前二点の保存状態は比較的良いが、『父母恩難報経』の草稿はかなり虫の被害を受けている。

『文殊師利菩薩一〔時〕梵持経』は資料として珍しい。『三身寿量无边経』という別名で日本大藏経に掲載されている文献である。一応、經典の「仏説」で始まるテキストではあるが、修験道の祖と仰がれている役小角（あるいは役行者）が著者とされ、かの人物がこの経を感得したと伝えられている。それゆえ望月・仏教大辞典でもこのテキストを日本で造られた偽経と見なしているが、そのような問題については、東嶺自身も承知していたようである。⁽¹⁾

上記の新資料は以下の三点から東嶺の真筆とみなし得る。まず第一に『恩難報経註解』の草稿の終わりには、「明和七年（一七七〇）庚寅七月廿四日に筆を捨く。豆の龍沢に住する東嶺頭陀円慈、江州の齡仙精舎に於て、父宗樹、母智仙の為に、廿日より廿四日に至るまで、五日の間、此の経を註解す。此の経を講演して、以て生養の恩に報ゆ。」⁽²⁾と明記されている。第二に、木製の箱の上には墨で「東嶺和尚筆」と明記され、箱の中には「昭和辛未、（六年）膺月、焚香して題署す、独山（判）」と書かれている。独山とは相国寺の前管長である独山玄義老師（一八六九—一九三八）のことであり、その記述は信頼性の高いものである。そして最後に、東嶺の他の筆跡をいくつか見てきた筆者の経験からして、ほぼ真筆として判断してよいであろう。

昭和七年頃からおよそ六十年間その箱の中に眠っていたと考えられる、これら三つの著作の再発見の良報をここに報告しておく。

二 『父母恩難報経註解』・著作の年代と東嶺の動機

さて、東嶺と『恩難報経註解』の考察に入ろう。「恩に報いる」とか「孝行」という言葉は、現代人にとって、大変古めかしい響きをもち、しかも儒教の匂いを漂わせる。ましてそれが江戸時代の人物に関する論題ともなれば、その著作の動機として、朱子学の影響を想定されやすい。しかしそのように単純に判断することは妥当なのであるうか。東嶺の著作を虚心に読むことよって、その妥当性を見直すことが可能ではないかと思う。

東嶺の他の著作を読むと、以上の問題に関連して別の疑問も生じてくる。たとえば東嶺は『宗門無尽灯論』においては、修行者の高い境地へ進んでいく過程で、特に見性に留まらない向上の精神を事細かく説いている。つまりそれは修行者の理想の姿を描こうとする東嶺の代表的な著書である。それに比べると、『父母恩難報経』のような經典は、道徳の經典と称せられるものであり、東嶺がその種のものに興味を示すことは、妙な印象を与え、一種の矛盾さえ感じさせる。このような問題をも考慮に入れつつ、まず東嶺が『恩難報経註解』を著作した背景を、資料に基づき辿ってみよう。

東嶺の年譜に『父母恩難報経』の題名が登場するのは東嶺五十歳、すなわち明和七年（一七七〇）の項である。⁽⁴⁾その年は草稿に見える年と一致しているので、その年に東嶺の最初の原稿が完成したことはほぼ疑いない。そして齡仙寺の過去帳には、その同じ年に東嶺が齡仙寺に塔を建てて、その中に舍利や『父母恩難報経』を含む經典などを収めて大きな法事を行ったことが、記録されている。また『恩難報経註解』の最後の記述から、この『父母恩難報経』の講演が五日間にわたって、自分の両親の「生養の恩に報いる」という目的もあったことが知られる。ちなみに東嶺の母親が亡くなったのは、東嶺二十七歳、一七四七年のことで、修行の大事な時期の真っ最中である。一方、父親はその二年後に死去している。ちょうど彼が白隠の印可をもらう直前に当たる。

最初の『恩難報経註解』の草稿より十八年を経た天明八年（一七八八）に、東嶺はあらためて原稿を改良したことが、同じ年譜の六十七歳の項に記録されている。⁽⁵⁾ ちなみにその直前には、東嶺は重病にかかっており、奇跡的に回復している。そして翌年の正月には、出版したばかりの『恩難報経註解』に基づいて、講演を行っている。以上が伝記資料の関連事項の概略である。

以上から著作の動機として自分の両親の供養という目的があったにせよ、東嶺は『恩難報経註解』を在家の人々の教化のためにも用いていることが理解される。ところで東嶺はどのようにして原文の經典に出会ったのであろうか。

孝行を述べる經典の内、東嶺は特に『父母恩難報経』、『父母恩重経』と『孝子経』の三種類に言及している。『父母恩重経』の方は、中国では盛んに読まれた經典であるが、日本でも古代から伝えられていたとされる。⁽⁶⁾ 寛永二十年（一六四三）に高野山で開板され、それに続いて真言宗の僧侶が註釈書を次々著している。⁽⁷⁾ 東嶺がそのルートを通して、父母に対する恩を説く經典の存在を知ったとも考えられるが、今はそれを裏付ける資料はない。ただ東嶺が密教系の僧侶と接触する機会があったことは事実である。⁽⁸⁾ 一方、当時の唯一の『父母恩難報経』の註釈書は、真言僧が著した『仏説・父母恩難報経翼解』であった。貞享三年（一六八六）に刊行され、大谷大学の図書館に保管されている。⁽⁹⁾ 著者の祐賀に関することは明らかでないが、その本に真言宗豊山派十五世、亮貞温如（一六四八—一七一九）の跋が付いている。さらにこれ以外に同じ系統の人が著した『父母恩重経』の註釈に、長谷寺十一世、亮汰俊彦（一六二二—一六八〇）の『父母恩重経鈔』二巻と、貞享元年（一六八四）に刊行された高野山補陀洛院、真賢（一七二二年寂）の『科註・父母恩重経四極鈔』⁽¹⁰⁾ などがある。

さらに東嶺の著作の動機の一つとして、明僧の雲棲株宏（一五三五—一六一五）の『竹窓随筆』にみえる『父母恩重経』批判への反発も想定できる。⁽¹²⁾ 東嶺は宝暦十二年（一七六二）に雲棲の『禅関策進』の後序を書いているので、『竹窓随筆』も知っている可能性は高い。その後序で、東嶺は白隠の少年時代の出来事に由来する再刊の意図を述べてい

るが、そこには雲棲の念仏禪に対する批判が見られる。すなわち「汝等、他日功余力有らば、再刊して之を行せよ」という白隱の委託を受けていなければ、「老僧の意に依らば、一斉に削去するも可なり」という記述があり、東嶺自身はこの書の全文を削除したいという気持ちを感じていない。

白隱のことに言及したついでにいえば、注目すべきことに白隱も父母の恩に報じる大切さを強調している。白隱の自伝に当る『壁生草』には「父母の恩に報じること能わず」という表現が見えるし、『寒山詩闡提記聞』巻二には、「世間の人は（中略）父母の恩に報じぬ」という嘆きの声も現れている。

次に『恩難報経註解』の内容をみてみよう。東嶺のテキストは、さほど著者の個性が目立つような註釈ではない。東嶺は伝統的な註解の書き方に従って、経典を序分・正宗分・流通分の三科に分ち、さらに細かく文章を区切り、各々、別の経典を引用することによって解釈している（参考文献に引用経典のリストを付した）。

註解の最初には、興味深いことに、元の経典として三種類を挙げ、それぞれの特徴を説明している。まず第一に『父母恩難報経』を挙げ、これを「本拠と為す」とし、根本的な文献であることを示している。第二には『孝子経』を挙げ、「是れ必ず晋宋の諸賢が、此の経を推し拈めて、中下の機の為に仮に教誡を成すが故に、訳人の名無し。又宗体欠きて、経の深義を失せり」と断定している。そして最後に『父母恩重経』を挙げ、『孝子経』と大同小異なり。藏中に出でざる、故に評して偽経と為す。按ずるに後人は『孝子経』に依りて、別に一本を設ける。便に依りて在家の者を教訓すること、益有りて害無し。併せて以て行ずべし」と述べている。東嶺の経典の研究は必ずしも現代の学問と一致していないが、文献の比較という点において、近代的方法を用いている。

東嶺がこれに続く『恩難報経註解』で強調しようとしている点はいくつか指摘できよう。まず、第一は次の点である。

先に世間の父母を教化し、次第に一乘円融の仏地に引導し、遂に出世の父母に孝順して、畢竟して二子紹統の大事を究尽せしむ。出世の門に約すに、又た三義有り。如来の智徳を父と為し、菩薩の悲願を母と為して、一切の發菩提心の子を生ず、是れ因縁の義なり。常住の仏性を父と為し、般若の智光を母と為す、是れ正因の義なり。修行方便を父と為し、見性智度を母と為して、進みて究竟円満の位に到る、是れ了因の義なり。

要するにここで東嶺は、世間の孝から出世間の孝への発展を望み、發菩提心と妙覺（究竟円満の位）という二つの子供（後継ぎ）を産む目的がその本当の孝の前提であると説いている。また東嶺が天台宗の「五十二位」および「三因仏性」説を踏まえていることも見逃せないであろう。

次に第二点は『大方便仏報恩経』の以下の引用によって明確にされている。

身を受くるを以ての故に、一切衆生は亦た曾て如来の父母と為り、如来も亦た曾て一切衆生の為に、父母と作る。一切の父母と為るが故に、常に難行苦行を修し、捨て難きを能く捨つ。⁽¹⁷⁾

つまりこの箇所では、東嶺は輪廻の思想を前提とした見方に基づいて、すべての衆生が過去において如来の親であり、如来の子供だったので、仏教でいう本当の孝行、いわゆる大孝はすべての衆生を対象に行うべきであることを主張している。

そしてさらに最後の一点として、東嶺が「三教一致」の思想を前提として、著述していることも指摘できる。

ところで「三教一致」の思想は、東嶺の別の著作にもみられる。『神儒仏三法孝経口解』（以下『口解』と略称）から、東嶺は特に仏日契嵩（一〇〇七—一〇七二、明教大師）の『輔教編』の「孝論」⁽¹⁸⁾を尊重していたことが知られる。「第三、

釈門の孝経」の部分は、「孝論」を丸ごと引用して、それに註釈を加えて解説したものである。そこには契嵩が唱える「大孝の奥理密意」への関心が当然見受けられる。また『鐔津明教大師行業記』という契嵩の伝記には「仏を排して孔子を尊び慕う⁽¹⁹⁾」という記述がみられるように、当時の反仏教的傾向が看取される。それに対応するために、契嵩等が主張していることは三教一致説であろう。時代が異なっても、東嶺は目前に似た状況があったため、一層契嵩に共感したであろうことは想像に難くない。さらに『口解』においては、東嶺は、契嵩と全く同じように、『梵網経』の「孝を名けて戒と為す⁽²⁰⁾」という句を引いて、孝を戒律とも関連づけている。因みに、東嶺は「梵網経」とは『華嚴』の異訳にして、同時の大乘なり⁽²¹⁾と考えていた。

以上の考察から、東嶺の著作の動機として、単に江戸の朱子学の影響のみを想定することが不適切であることが理解されるであろう。また日本において『父母恩難報経』のような經典に対する関心および信仰が、必ずしも江戸幕府の宗教政策がもたらした現象に限らないという事実も合わせて注意しておきたい。たとえば、五山禅の臨濟僧である春屋妙葩（一三二一—一三八八）が、亡くなった僧尼の忌の際『父母恩重経』を印造（印刷）したという記録も残されている⁽²²⁾。江戸時代の思想を問題にする場合、今日の判断基準をそのまま投影して結論づけることは早急すぎるであろう。しかし心山義文氏の「白隠の護法論と民衆化」という最近の論文にも、そのような傾向が見受けられる。東嶺の思想を考えるうえで見逃すことのできない論文であるので、一瞥しておく必要がある。その論文は白隠に対する批判が展開される刺激的な内容であるが、一方で白隠の宗教性が十分に理解されていないという印象も受ける。心山氏は白隠の護法論の姿勢を分析し、儒教と仏教の融合論、そして王法と仏法との一致を唱える白隠の発言を集め、さらに白隠における孝行の推奨に着目している。細かい内容は略すが、心山氏は主に『布鼓』、『再鞞布鼓』、『孝道和讃』、さらに『壁生草』と『寒山詩闡提記聞』に出てくる代表的な箇所を挙げて、それと幕藩体制の關係に注目している。そして孝行については、たとえば「仏教者として、このような世俗倫理の推奨は奇異に感じられる」（三二〇頁）と述べ、

ついで「孝行は、とりもなおさず、封建領主側から農民に下降され注入された封建倫理の一端である」（三二〇頁）という理解に基づき、「白隠は、幕藩制下の支配秩序における權威と倫理の体系である神祇と儒教倫理へ、仏教を従属させる護法論と民衆化を行うことによって、現実社会への同一化をなした」と断言している。

私が白隠の立場を弁解することは些かおかしいが、孝行を単なる封建的社会的秩序を保つ手段と見なすことが正しいかどうか、疑問の余地がある。心山氏のような社会学的な理解は確かに興味深いが、宗教家の思想自体を当時のコンテキストで見いだそうとはしていないのである。

三 孝の思想は中国のものか

最後に、『父母恩難報経』のような経典に関して、最近の学問はそれをどのように位置付けているかということに簡潔に述べたい。まず『父母恩難報経』に該当するパーリおよびサンスクリット文献はない。安世高がそれを訳したということについて、Zürcher氏の研究は否定的である。⁽²³⁾

おそらく『父母恩難報経』は偽訳であると考えられるが、しかし仏教における孝の思想を中国独特のものとしてみなしでもよいのであろうか。「報恩」という言葉に該当するサンスクリット語 (bhakti) が存在するのに対して、「孝」には見当たらない。そこから従来、孝行という考え方は中国において始めて仏教に浸透したと捉えられてきた。⁽²⁴⁾ それでもし仏教に孝行があったとしても、それは俗世間に対する方便であると考えられていた。しかし、Schloppen氏の画期的な論文は⁽²⁵⁾そういう理解が誤っていることを見事に証明している。それを立証するために、彼は静谷政雄氏が集めたインドの碑銘を根本資料として使用している。静谷氏が集めた碑銘は二千以上あるが、そのなかに布施の趣旨を記述する碑銘は少なくない。そしてそのような碑銘にはたとえばお寺のために資金を寄付した人の名前や身分、また日付が細かく記されており、資料として信頼性の高いものである。それを見ると、寄付の動機に関して驚くべき

ことが判明する。布施をする人の三分の二以上が自分の両親のため、あるいは両親の冥福のために捧げることが明記している。さらに彼らの身分は在家ではなく、ほとんどが出家者なのである。これらの碑銘は紀元後の二世紀から五世紀にかけて、ほぼインド全国、特に Ajanta, Sarnath, Mathura などで発掘されたものである。孝行という言葉は確かにインドには存在しなかったかも知れないが、これを報恩などと呼び、⁽²⁶⁾ そのような行為がインドの寺院で盛んに行われたであろうことは、これらの碑銘資料から窺い知られるのである。

四 結 び

結局、『父母恩難報経註解』を通して東嶺の思想の一角を覗いてみたにすぎないが、東嶺の孝行の捉えかたは単純なものではなく、様々な側面をもつことは浮き彫りにできたかと思う。仏教史全体に及んだ孝行の思想に関する多くの論争を踏まえたうえで、東嶺は当時の社会においてそれを取り上げるべき概念と判断したのである。

孝行の思想が仏教に入り込んだことが中国仏教の特色であるという常識は誤っているし、さらに日本において、それが朱子学への服従を意味するというのも見直すべきであるように思われる。おそらく「孝行」に相当する考え方は大半の民族に見られ、漢字文明圏を超える発想であろう。

本稿が成ったのは、胎仙寺の後藤東慶和尚と法輪寺の佐野大義和尚が資料を提供して下さったおかげである。ここに心から感謝の意を表す。

(1) 『文殊師利菩薩一(時)梵持経』の註解の最初に「飲んで此の経を按ずるに、昔人が大士より親しく感授せらるるの経なり。世に姚秦三蔵法師鳩摩羅什奉詔訳の十三

字を以て、此間に附ける者は、恐らく好事者なり。之が為に藏中に載せない故、間に疑って偽経と為す者有り。然るに文語を考えるに、誠に大聖の金口の諸説にして、

決して小賢の測る所にあらず」とある。つまり東嶺は明らかに偽訳の性格を持っている文献であると知りながら、それにも拘らず、そのテキストの価値を評価しているのである。他の文献の場合でも、東嶺はしばしば中国で（楞嚴經、円覚經）、あるいは日本で（血盆經、大成經）造られた典籍に関心を寄せている。なお、『文殊師利菩薩一時梵持經』の原文に関して、Swanson氏が最近、英訳を含めた論文を発表しているので、それを参照されたい。『Tapping the Source Directly: A Japanese Shugendō Apocryphal Text', *Japanese Religions* Vol. 18 No. 2, July 1993, pp. 98-112.

(2) 『恩難報經註解』の刊本、そして輪仙寺の両方の写本にはもっと詳細な記述がある。「明和七年（一七七〇）庚寅七月二十四日。江州の神崎宮前邑、輪仙精舎に筆を捨て、父宗樹、母智仙の為に、大宝塔を建て、供養の序を述べ、廿日より廿四日に至るまで、五日の間、註解講演して、以て生養の恩に報ゆ。願わくは法界有情、悉く此の經の法門に入て、分に随いて孝道の妙を得ることを。東嶺円慈識す。」

(3) 独山文義老師（一八六九—一九三八）に関しては、『禅文化』五八号の吹田独秀「独山和尚の足あと」と梅谷香洲「独山和尚の逸事」を参考にした。吹田氏の論文は『明治の禅匠』にも収載されている（禅文化研究所、昭和五六年、三四一—三六三頁）。独山老師が法輪寺の光

村・後藤伊山和尚（一八九五—一九五三）を知っていたことは、大正十一年に撮影された天龍寺慈濟院での写真などによって明らかである（『伊山和尚の真面目』、法輪寺発行、昭和五四年、十二頁）。『白隠和尚全集』の刊行は昭和十年から十一年までの間に行われたが、独山老師が未だ在世中であつたので、東嶺の著作をさらに多く『白隠和尚全集』に掲載する意図で、『恩難報經註解』を含む箱を法輪寺に預けたのではないかと思われる。

(4) 『白隠和尚全集』巻一、三二七頁に、「此の時に経疏成る」とある。西村恵信『東嶺和尚年譜』二二二頁には、「此の時に注疏成る」とあるのはおそらく「経」のくずし字の間違いであろう。東嶺年譜の法常寺の草稿に拠つて改めた（禅文化研究所マイクロフィルム）。

(5) 年譜には「再び『父母恩難報經』を改註し、十一月に上梓す」とある（西村恵信『前掲書』二七七頁、『白隠和尚全集』、巻一、三五〇頁）。

(6) 小川貫式「大報父母恩重經の変文と変相」では、「奈良朝に渡来」と述べているが、その根拠を挙げない（五七頁）。

(7) その經の成立と流布に関しては、禿氏祐祥「父母恩重經の異本に就て」、そして小川貫式「前掲論文」を参照されたい。韓国經由の伝播の可能性が示唆されていることは興味をひく。

(8) 例えば年譜の二十歳の項に、「大乘戒禅阿闍梨に依つ

- て求聞持の規則を受く」と記す（西村恵信『前掲書』八九頁、『白隠和尚全集』巻一、二八一頁）。しかし、この時期東嶺は京都岡崎の方広寺の裏にあった五劫庵に滞在していたので、その阿闍梨はむしろ天台宗の人ではなからうか。
- (9) 大谷大学図書館、内余二六六一。
- (10) 『国書総目録』第七巻、一三六四に拠る。大谷大学図書館には貞享二年（一六八五）の同じ刊本が保管されている。
- (11) 大谷大学図書館、内余五七八。日本大藏経第八巻にも収められる。他に、亮典文性（一六〇七一—一六五二）に帰せられる『父母恩重経鈔』二巻、の題名もあるが、その所蔵は未詳である（密教辞典、七—三頁）。
- (12) その点に関して、小川貫式『前掲論文』四九頁参照。
- (13) 白隠は二十歳の時、仏道に対して大いに失望したことがある。そこで、瑞雲寺の前で虫干しをするために刊本が並べてあった際、白隠は瞑目し黙禱して、天の助けを求める。手に任せて書籍を手探りした結果、『禅関策進』を入手して、その書に勇気づけられたという話しは有名である（『白隠和尚年譜』、加藤正俊著、思文閣、一九八五年、七四頁、そして『禅関策進』の後序にもみられる、大正蔵卷四八、一一〇九頁中、四—二二行）。
- (14) 『禅関策進』後序、大正蔵卷四八、一一〇九頁中二九行—同頁下一行、そして同頁下三行。
- (15) 『白隠和尚全集』巻一、一九四頁。
- (16) 『白隠和尚全集』巻四、一九二頁。
- (17) 『大方便仏報恩経』巻一、大正蔵卷三、一二七頁下、十一—十四行。
- (18) 荒木見悟『輔教編』、禅語録十四、一九二—二百二十七頁参照。
- (19) 荒木見悟『前掲書』、二六二頁。「孔子を尊びしを慕う」とあるのは「孔子を尊び慕う」の誤植であろう。
- (20) 『梵網経』、大正蔵第二四巻、一〇〇四頁上、二五行。石田瑞曆『梵網経』、仏典講座十四、大蔵出版、昭和四六年、五七頁。
- (21) 『口解』巻下、一丁裏。
- (22) 『知覚普明国師語録』巻第三、大正蔵卷八〇、六六一頁中、八行。
- (23) "A New Look at the Earliest Chinese Buddhist Texts", 二九七—二九八。その中、Zürcher は安世高の確実な著作の最低数を十六点とする。赤沼智善『仏教経典史論』（五七頁）、そして牧田諦亮『疑経研究』（五〇—一六〇頁）も同じ結論に至っている。尚、牧田諦亮『疑経研究』に掲載されている敦煌本『父母恩重報経』は東嶺本と共通する箇所はほとんどない。
- (24) 例えば中村元『仏教語大辞典』の「孝」の事項には、「父母または祖先に仕える孝の觀念と実行方法は、シナでは仏教伝来よりも教世紀前に、儒家の家族制度によつ

て絶対権威として制度化され一般に浸透していた」とある(縮小版三九〇頁下)。佐竹昭広氏は「西欧には直接「孝」に対応する概念がない」と断言している(『民話の思想』二四〇頁、注の3)。

- (25) Schopen, Gregory. "Filiā Piety and the Monk in the Practice of Indian Buddhism: A Question of 'Sinicization' Viewed from the Other Side", *T'oung*

pao 70, 1-3 (1984) pp. 110-126.

- (26) よく使われていた言葉の例として、「自分の父母と衆生のために puja を行う」(māt[a]pit[r]in[a] puṣṭya savasav[a]n[a]ca) のような表現がある (Schopen, 前掲論文 一一五頁)° Schopen 著、H. Lüders, *Mathurā Inscriptions* (ed. K. L. Janert, Göttingen 1961) に基くことである。

第二章

一 『父母恩難報経註解』原文

凡 例

一、原漢文は法輪寺の刊本をそのまま活字化したものである。改行も刊本のままになっている。ただし、組版による制限があり、一行に収まらない時には「f」を付して表示した。字体の異同に関してはできるだけ原文に忠実であるように努めた。但し、日本工業規格(JIS)に制約されるため、旧字と新字の不統一は避けられない。さらに異体字については正字への変更を免れ得なかった。

二、句点はなるべく刊本の返り点に従った。但し、読みやすさを考慮し、訓読にはテン「、」とマル「。」を付した。三、草稿を参考にしながら刊本を底本にしたが、重要と思われる異同がある時には、それを注に記した。

四、ふりがなは解釈になりがちであるが、孝子経などに関する訓読はまだ見つかっておらず、また東嶺が引用する經典自体に解りにくい表現が使われているので、敢えて振ることにした。識者のご叱正、ご指示を承りたい。

五、原漢文にある印(○や△など)は刊本のままである。訓読では、テキストの区分を明確にするため、他の印も加えた。

佛説父母恩難報經

凡釋此經。先有三科。一明教起因緣。二明經說宗體。三明依文解義。

一明教起因緣者。父母洪恩。雖貫天地。衆生概見。總不措意。負恩忘義。遂受沈淪。佛憐之故。特導孝道。開信解門。二明經說宗體者。先教化世間父母。次第引導一乘圓融佛地。遂孝順出世父母。畢竟究盡二子紹續大事。約出世門。又有三義。如來智德爲父。菩薩悲願爲母。生一切發菩提心子。是緣因義。常住佛性爲父。般若智光爲母。是正因義。修行方便爲父。見性智度爲母。進到究竟圓滿之位。是了因義也。三依文解義者。大段爲三。一序分。二正宗分。中有七節。三流通分。

仏説父母恩難報經

凡此の經を釈するに、先ず三科有り。一には教起の因縁を明かし、二には經說の宗体を明かし、三には文に依りて義を解すことを明かす。

一、教起の因縁を明かすとは、父母の洪恩、天地を貫くと雖も、衆生概見して、総じて意を措かず。恩に負き、義を忘れて、遂に沈淪を受く。仏之を憐れみたまう故に、特に孝道を導きて、信解門を開く。

二、經說の宗体を明かすとは、先ず世間の父母を教化して、次第に一乘円融の仏地に引導し、遂には出世の父母に孝順せしめ、畢竟じて二子紹統の大事を究尽せしむ。出世門に約すに、又た三義有り。如來の智徳を父と爲し、菩薩の悲願を母と爲して、一切の発菩提心の子を生ず、是れ縁因の義なり。常住の仏性を父と爲し、般若の智光を母と爲す、是れ正因の義なり。修行方便を父と爲し、見性智度を母と爲して、進みて究竟圓滿の位に到る、是れ了因の義なり。

三、文に依りて義を解すとは、大段して三と爲す。一には序分、二には正宗分、中に七節有り、三には流通

後漢沙門、安世高譯。

此經有三種。一者當讀爲本據。二者佛說孝子經。是必晉宋諸賢。推擴此經。爲中下機。假成教誡故。無譯人名。又宗體缺失經深義。三者父母恩重經。與孝子經大同小異。不出藏中。故評爲偽經。按後人依孝子經。別設一本。依便教訓在家者歟有益無害。併可以行。只不如此經譯人分明。辭理圓滿而已。釋安世高者。後漢桓帝。建和己丑。安息國沙門安清。字世高。本世子。當嗣位。讓之叔父。舍國出家。既至洛京。譯經二十九部。一百七十六卷。絕筆靈帝建寧三年。出佛祖通載之五。及梁僧傳。

分。

後漢の沙門、安世高の訳。

此の經に三種有り。一は、當讀を本拠と爲す。二は、『仏說孝子經』。是れ必ず晉宋の諸賢、此の經を推し拈めて、中下の機の爲めに、仮に教誡と成すが故に、訳人の名無し。又、宗体欠きて經の深義を失せり。三は、『父母恩重經』、『孝子經』と大同小異なり。藏中に出ださず、故に評して偽經と爲す。按ずるに後人、『孝子經』に依りて、別に一本を設く。便に依りて在家の者を教訓すること、益有りて害無し。併せて以て行うべし。只だ此の經の訳人分明にして、辭理円満なるには如かざるのみ。釈安世高とは、「後漢の桓帝の建和己丑（二四九年）⁽²⁾、安息国の沙門、安清、字は世高、本世子なり。位を嗣ぐに當りて、之を叔父に譲り、國を舍てて出家し、既に洛京に至る。經を訳すこと、二十九部、一百七十六卷、筆を靈帝の建寧三（一七〇）年に絶す⁽³⁾。『佛祖通載』の五、及び『梁僧傳』に出ず。

○一序分。

聞如是。一時婆伽婆。在舍衛城。祇樹給孤獨園。古譯經。多言聞如是。晋宋諸賢。依義改爲如是我聞。如是約法常住。我約主常住。聞約慧常住。從古則三德不具。義失次序。所謂常住實相。依性智顯。慧解現前。一時有二義。機感相應。是曰一時。我法不二。佛即出現說法。是曰一時。婆伽婆者。具自在熾盛端嚴。名稱吉祥。尊貴六義。與如來應供等十德。略爲佛世尊義。舍衛具云室羅筏悉底。此翻曰聞物。國豐物足。遠聞五竺故。祇樹給孤獨園者。祇陀此曰戰勝。須達多此曰善施又給孤獨。長者爲佛買園。太子爲試其信。乞價金布園。長者無一念悋心。布金滿十里中。太子感曰。園爲汝施。林我施之。依是名祇陀太子樹林給孤獨長者園。今略曰祇園。依義釋之聞物城。指性地。戰勝太子。指入證智。善施長者明大悲行。所謂以見性明了。爲安住城。以智慧方便爲主將。以大悲行門。爲遊戲園。若人參到此境界。則實爲報父母難報之恩矣。孝子經。無序分。略出流通義。恩重經。在王舍城耆闍崛

☆一、序分

聞きしことは是の如し。一時、婆伽婆、舍衛城の祇樹給孤獨園に在りて、

古訳の経、多く「聞如是」と言う。晋宋の諸賢は義に依りて改め、「如是我聞」と爲す。「如是」は法の常住に約し、「我」は主の常住に約し、「聞」は慧の常住に約す。古より、則ち三德具せざれば義は次序を失す。所謂常住の實相は、性智に依りて顯れ、慧解もて現前す。「一時」に二義有り。機感相應して、是れを一時と曰う。我法不二なれば、仏即ち出現して說法す。是れを一時と曰う。「婆伽婆」とは、具に自在熾盛端嚴にして、吉祥と名稱す。尊貴の六義と如来應供等の十德と略して仏世尊の義と爲す。「舍衛」は具には室羅筏悉底と云う。此には翻して聞物と曰う。國豊かにして物足れること、遠く五竺に聞こゆるが故なり。「祇樹給孤獨園」とは、祇陀、此には戰勝と曰う。須達多、此には善施、又は給孤獨と曰う。長者は仏の爲に園を買い、太子はその信を試すが爲に、価金にて園を布くことを乞う。長者は一念の悋心も無く、金を布きて十

山。説出菩薩聲聞四衆天龍鬼神。流通分。帝釋梵
 天歡喜啼哭等事。異此經。又出阿難請佛。佛告名
 父母恩重經。〔云云〕可併按焉。

○二正宗分有七節。

△初明父母之恩。

爾時世尊。告諸比丘。父母於子。有大增益。乳哺

↓長養。

里中に満たす。太子は感じて曰く、園は汝が施と為し、
 林は我れ之を施さん。是に依りて祇陀太子樹林給孤獨
 長者園と名づく。今略して祇園と曰う。義に依りて之
 を積するに、聞物城は性地を指し、戰勝太子は入証の
 智を指し、善施長者は大悲行を明かす。所謂見性明了
 を以て、安住城と為し、智慧方便を以て主將と為し、
 大悲行門を以て遊戯の園と為す。若し人、此の境界に
 参じ到れば、則ち実に父母難報の恩に報ゆと為す。

『孝子經』は序分無し。略して流通の義を出す。『恩
 重經』は王舎城の耆闍崛山に在りて、菩薩、声聞、四
 衆、天龍、鬼神に説き出す流通分の帝釈、梵天、歡喜
 して啼哭する等の事は、此の經に異なれり。又た阿難
 出でて仏に請い、仏は告げて『父母恩重經』と名づく
 〔云云〕。併せて按ずべし。

☆二、正宗分に七節有り

△（節の）初めに、父母の恩を明かす

爾時、世尊は諸の比丘に告げたまう。父母の子に
 大いに増益すること有り。乳哺長養し、時に随い

隨時將育。四大得成。

大方便佛報恩經。卷第一序品。如是我聞。一時佛在王舍城耆闍崛山中。與大比丘衆二萬八千人俱。〔乃至〕爾時阿難承佛威神。於晨朝時入王舍城。次第乞食。爾時城中有一婆羅門子。孝養父母。其家衰喪。家計蕩盡。擔負老母。亦次第行乞。若得好食香美果蔬。仰奉於母。若得惡食萎菜乾果。而自食之。阿難見之心生歡喜。偈讚此人。善哉善哉善好男子。供養父母。奇特難及。有一梵志。是六師徒黨。〔乃至〕語阿難曰。汝師瞿曇。諸釋種子。自言善好有大功德。唯有空名而無實行。瞿曇實是惡人。適生一七其母命終。豈非惡人也。〔二〕踰出宮城。父王苦惱生狂癡心。迷悶覺地。而不顧錄。遂前而去。是故當知是不孝人。〔二〕父王爲立宮殿。納娶瞿夷。而不行婦人之禮。令其愁毒。是故當知無恩分人。〔三〕阿難聞是語已心生慚愧。詣佛白言世尊。佛法之中。頗有孝養父母不耶。佛語阿難。誰教汝令發是問等。〔云云〕同孝養品第二曰。諸善男子等。如來以今者以正徧知。宣說眞實之言。法無言說。如來以

て將い^{やしな}育てて、四大は成ることを得る。

『大方便佛報恩經』の卷第一の序品に、「是の如くに我れ聞きぬ。一時、仏は王舍城の耆闍崛山中に在りて、大比丘衆二万八千人と俱なりき。」〔乃至〕〔爾時、阿難は仏の威神を承けて、晨朝時に王舍城に入りて、次第に乞食す。爾時、城中に一婆羅門子有りて、父母を孝養す。其の家は衰喪して、家計は蕩尽す。老母を担负して、亦た次第に行乞す。若し好食、香美、果蔬を得れば、仰いで母に奉げ、若し悪食、萎菜、乾果を得れば、自ら之を食う。阿難は之を見て心に歡喜を生じ、偈もて此の人を讚ず。善い哉、善い哉、善好男子よ、父母を供養すること、奇特にして及び難し。一りの梵志有り、是れ六師の徒党なり。〕〔乃至〕〔阿難に語りて曰く、汝の師、瞿曇は諸れ釈種の子なり。自ら善く好んで、大功德有りと言うも、唯だ空名のみ有りて実行無し。瞿曇は實に是れ惡人なり。適に生れて一七にして其の母の命は終れり。豈に惡人に非ざるや。〕〔一〕宮城を踰出するに、父王は苦惱して狂痴の心を生じ、迷悶して地に躪る。而して顧録せず、遂に前み

妙方便。能以無名相法作名相。說如來本於生死

中時。於如是等。微塵數不思議形類。一切衆生中。

具足受身。以受身故。一切衆生。亦曾爲如來父母。

如來亦曾爲一切衆生。而作父母。爲一切父母故。

常修難行苦行。難捨能捨。孝子經曰。佛問諸沙門。

親之生子懷抱十月。身爲重病。臨生之日。母危父

怖。其情難言。既生之後。推燥臥濕。精誠之至。血化

爲乳。摩飾澡浴。衣食教詔。禮賂〔魯故切。音路。遺

↓也。贈也〕師友。

重賞君長。子顔和悅親亦欣豫。子設慘戚親心焦

枯。出門愛念入則存之心懷。惕惕〔他。歴切。音剔。

↓敬也。又怵惕憂也〕

懼其不善。恩重經曰。〔乃至〕非父不親。非母不養。慈

母養兒。去離闍車〔梵曰闍車。此曰纏緜。或曰未詳〕

↓十指甲中。食子

不淨。計飲母乳各有八斛四斗。討論母恩昊天罔

極。已下說恩甚詳。今略。阿難問經曰。識託母胎。凡

經三十八箇七日。每一七日。有一風吹令變易。〔計三

十八箇七日。總二百六十日。成九箇月。五大四小。準

て去る。是の故に当に知るべし、是れ不孝の人なりと。

〔一〕父王は爲に宮殿を立てて、翟夷たいいを納娶めとるも、婦

人の礼を行わず、其れをして愁毒しうどくせしむ。是の故に当

に知るべし恩分無き人なりと。〔三〕阿難は是の語を

聞きて、己心に慚愧ざんけいを生ず。仏に詣りて、白して言く、

世尊よ、仏法の中、頗たた父母を孝養すること有りや。

仏は阿難に語る、誰か汝をして是の問を發せしむる

や〕等〔云云〕。同じく孝養品の第二に曰く、「諸善男

子等、如來、今は正偏知を以て、眞実の言を宣説す。

法には言説無きも、如來は妙方便を以て、能く無名相

の法を以て名相の説と作す。如來は本より生死の中に

於ある時には、是くの如き等の微塵數の不思議の形類、

一切衆生の中に、具足して身を受く。身を受くるを以

ての故に、一切衆生は亦た曾て如來の父母と爲り、如

來も亦た曾て一切衆生の爲に父母と作る。一切の父母

と爲るが故に、常に難行苦行を修し、捨て難きを能く

捨すつ。〕

『孝子經』に曰く、「仏は諸の沙門に問えり、親の子

を生むに、懷に抱くこと十月にして、身は重病と爲る。

「少四日」。五王經曰。自此已前與母同。爾後四日。將趣產門。與母別氣。則九月四日。涉於十月。「云云」。世尊借摩耶之胎。太子入閻人之懷。何況自餘賢聖。非借父母。無受生者。例如久能元清僧正。受地藏勸諭。漸入母胎。

生るに臨むの日、母は危ぶみ父は怖る。其の情は言い難し。既に生れての後、燥を推して湿に臥す⁽¹⁰⁾。精誠の至りなり⁽¹¹⁾。血は化して乳と為り、摩飾し⁽¹²⁾、澡浴し、衣食し⁽¹³⁾、教誨⁽¹⁴⁾、師友に礼賂し⁽¹⁵⁾。「魯・故の切」。音は路。遺なり、贈なり⁽¹⁶⁾、君長に重貢す⁽¹⁷⁾。子の顔、和悦すれば、親も亦た欣予す。子、設し⁽¹⁸⁾、慘戚すれば親の心も焦枯す。門を出ずれば、愛念入り、則ち之を心懷に存して、惕⁽¹⁹⁾惕として「他・歴の切。音は剔。敬⁽²⁰⁾なり、又た忱惕⁽²¹⁾の憂なり」其の不善たらんことを懼る⁽²²⁾。

『恩重經』に曰く。「乃至」「父にあらざれば親しくせず、母にあらざれば養わず。慈母は兒を養い、闍車⁽¹⁸⁾〔梵に闍車と曰う。此には纏襦⁽¹⁹⁾と曰う、或は未詳と曰う〕を去離し、十指の甲中に子の不淨を食す⁽¹⁹⁾。母乳を飲むことを計れば、各々八斛四斗有り。母の恩を討論せば昊天も極まる罔し⁽²⁰⁾。」「已下に恩を説くこと甚だ詳らかなるも、今は略す。

『阿難問經』に曰く、「識は母胎に託して、凡そ三十八箇の七日を経る。一の七日毎に、一風の吹くこと有りて変易せしむ⁽²¹⁾。」「三十八箇の七日を計するに、総じ

△二明世間孝養。

右肩負父。左肩負母。經歷千年。更使便利背上。

↓然無

有怨心於父母。此子猶不足報父母恩。

孝子經曰。親恩若此。當何以報。諸沙門對曰。唯當

盡禮。慈心供養。以賽〔先代切。願去聲。報也。冬賽

↓禱祈〕親恩耳。世尊

又曰。子之養親。甘露百味以恣其口。天樂衆音以

娛其耳。名衣上服光耀其體。兩肩荷負。周流四海。

て二百六十日、九箇月と成る。五つは大、四つは小として、準るに四日を少く⁽²²⁾。

『五王経』に曰く、「此れより已前は母と同じなり。

爾の後の四日、將に産門に趣き、母と氣を別せんとす。

則ち九月四日から、十月に渉る⁽²³⁾。」「云云」。世尊は摩

耶の胎を借り、太子は閻人の懐に入る。何ぞ況や自余

の賢聖、父母を借りずんば、生を受ける者無し。例え

ば久能元清僧正は、地藏の勸諭を受けて、漸く母胎に

入るが如し。

△(節の)二に、世間の孝養を明かす

右の肩に父を負い、左の肩に母を負い、千年を経

歴す。更に背上⁽²⁶⁾に便利せしむれども、然も心に父

母を怨む有ること無きに、此の子は猶お父母の恩に報ゆるに足らず。

『孝子経』に曰く、「親の恩、此の若きんば、当に何

を以て報ゆべし。諸の沙門、對えて曰く、唯だ当に礼

を尽し、慈心もて供養して、以て親の恩に賽⁽²⁷⁾すべ

きのみ」〔先・代の切。願の去聲。報なり。冬に賽し

訖子年命。以賽恩養。可謂孝乎。諸沙門曰。唯孝之大莫尚乎茲。世尊告曰。未爲孝矣。恩重經偈曰。哀哀父母。生我劬勞。欲報之恩。昊天難報。四句共出詩經蓼〔辛菜。蕭上聲。音了。詩周頌。予又集于蓼。

音六。草長大貌。詩小雅蓼蓼者莪〕莪章。初章曰。蓼

↓蓼者莪。匪我伊

蒿。哀哀父母。生我劬勞。第四章曰。父兮母兮鞠我。

拊我畜我。長我育我。顧我復我。出入腹我。欲報之

德。昊天罔極。譯者借用此語。

て禱祈す。」「世尊は又た曰く、子の親を養うに、甘露百味、以て其の口を恣にし、天樂衆音、以て其の耳を娛ませ、名衣上服、其の体を光燿し、兩肩に荷負して、四海を周流し、子の年命を訖るまで、以て恩養を賽すれば、孝と謂うべきか。諸の沙門曰く、唯だ孝の大なること茲より尚ほ莫し。世尊告げて曰く、未だ孝と爲す。」

『恩重經』の偈に曰く、「哀哀たる父母、我を生じて劬勞す。之の恩に報いんと欲せば、昊天も報い難し。」

四句は共に『詩經』の蓼〔辛菜。蕭の上声。音は了。

詩の周頌に、予又た蓼を集める。注、蓼は辛苦の菜、

故に以て多難の喩と爲す。又た盧・谷の切。音は六。

草長にして大貌なり。詩の小雅の蓼蓼たるは莪なり〕

莪の章に出ず。初章に曰く、「蓼蓼たるは莪。莪に匪

ず伊れ蒿なり。哀哀たる父母。我を生みて劬勞す。」

第四章に曰く、「父や、母や、我を鞠えり。我を拊で、

我を畜む。我を長て我を育む。我を顧み、我を復す。

出るも入るも我を腹にす。之が徳に報いんと欲するも、

昊天も極り罔し。」訳者は此の語を借用す。

△三明出世孝養。又有八。各有性相二義。

○一者信。

若父母無信。教令信獲安穩處。

初信心假和合世無常等。遂信本具三寶隱顯在己。

○二者戒。

無戒與戒。教授獲安穩處。

依人天有漏戒。證常住佛性戒。

○三者聞。

不聞使聞。教授獲安穩處。

佛祖言教非聞無通。法身說法。揀了聞持。

△（節の）三に、出世の孝養を明かす。又た八つ有り。各々に性・相の二義有り。

◎一には信。

若し父母信無くんば、信を教令し、安穩処を獲せしむ。

初め、身の仮和合、世の無常等を信じ、遂には本具の三宝は隠顯するも己に在りと信ず。

◎二には戒。

戒無くんば戒を与え、教授して、安穩処を獲せしむ。

人天の有漏の戒に依りて、常住なる仏性の戒を証す。

◎三には聞。

聞かずんば聞かしめ、教授して、安穩処を獲せしむ。

仏祖の言教は聞くに非ざれば、通ずること無きも、法身の說法は聞持を揀了す。

○四者施。

慳貪教令好施。勸樂教授。獲安穩處。

於有漏財法。行檀。於無漏心意識。證檀波羅密。

◎四には施。

慳貪ならば、施を好むを教令して、樂を勧め教授して、安穩處を獲せしむ。

有漏の財法に於て檀を行じ、無漏の心意識に於て檀波羅密を証す。

○五者慧。加精進慚愧。爲七聖財。

無智慧教令黠（从黒）。胡八切音轄。堅黒也。又黠

「↓慧」慧。勸樂教授。獲安

◎五には慧。精進と慚愧を加えて、七聖財と爲す。

智慧無くんば、黠（从黒）にしたが、胡・八の切なり。

穩處。

音は轄。堅黒なり。又は黠（慧）慧を教令し、樂を勧め教授して、安穩處を獲せしむ。

學世出世文字慧解。證得諸法實相。般若妙義。

世と出世の文字、慧解を學びて、諸法の実相、般若の妙義を証得す。

○六者信佛十號果徳。尊特無比。悟自身眞如。究

竟宗旨。其十號者。

如是信如來。

不離常如。能應來機。是一。

◎六には仏の十号の果徳、尊特なること比無きを信じ、自身の眞如、究竟の宗旨を悟る。其の十号とは、是の如く、

如來、

一常如を離れず、能く來機に應ず。是れ一。

至眞。

同應供至眞地。故堪應供養。是一。

至眞、

應供に同じ。眞地に至る故に供養に應ずるに堪う。是れ一。

等正覺。

同正徧知。徧知覺邪正因果。是三。

等正覺、

正徧知に同じ。徧く邪正の因果を知覺す。是れ三。

明行成。

又曰足。明了行道。無處不至。是四。

明行成、

又た足と曰う。明かに行道を了じて、至らざる処無し。是れ四。

爲善逝。

不漏群機。逝爲善友故。是五。

爲善逝、

群機を漏らさず、逝きて善友と爲るが故なり。是れ五。

世間解。

能解凡夫衆生境界故。是六。

世間解、

能く凡夫衆生の境界を解するが故なり。是れ六。

無上士。

無比況故。是七。

無上士、

比況無きが故なり。是れ七。

道法御。

同調御丈夫。以道法調御衆生故。是八。

道法御、

調御丈夫に同じ。道法を以て衆生を調御するが故なり。是れ八。

天人師。

仰尊爲師故。是九。

天人師、

尊を仰ぎ師と爲すが故なり。是れ九。

佛世尊。

滿覺行爲獨尊故。是爲十。

仏世尊、

覺行を満して、獨尊と爲るが故なり。是れ十と爲す。を信ぜしめ、

◎七者法。

教信法。教授獲安穩處。諸法甚深。現身獲果。義

◎七には法。

↓味甚

法を信ぜしめ、教授して安穩處を獲せしむ。諸法甚深なるに、現身に果を獲るは、義味甚深なり。

深。

信三乘五性。應機妙法。深徹差別智。了了受用。

三乘五性の應機の妙法を信じて、深く差別智に徹し、了了として受用す。

◎八者僧。

如是智者。明通此行。教令信聖衆。

◎八には僧。

是の如き智は、明らかに此の行に通ず。聖衆を信

信三乘和合聖僧。到色身法身。交徹自在境界。就

中有二義。初八字。明自究法理。後五字。親導父母。

前諸法本來甚深。信修證徹。義味自現前。此三句。

說眞法寶。如是自利利他之三句。說眞僧寶。至哉。

夫非信不入道。非戒不證果。非聞不弘理。非施不

事理融會。非慧不受用自在。非明本具性德。不入

佛子住。非通大小法理。不起菩薩行。非徹身心道

力。不續佛慧命。以此八法。次第化親。發心起行。是

爲眞報恩。不然皆是有爲幻化事。畢竟不出六趣

苦輪。孝子經曰。若親頑闇。不奉三尊。兇〔同凶〕虐

入聲。酷也。殘也。苛也。又叶。宜戟切音逆。从虎反

爪。殘戾濫竊非物。情染外

色。僞辭非道。耽醉荒亂〔五句。即說戒之五相〕。違

若斯。子當極諫以啓悟之。若猶瞽瞍未悟。即爲開

化牽譬引類。示王者之牢獄。諸囚之刑戮。曰斯爲

不軌。身被衆毒。自招殞〔羽敏切。音允。歿也。又殛

↓也。盡也〕命。命終

ずるを教令す。

三乘和合の聖僧を信じて、色身と法身の交徹自在の境

界に到る。中に就いて二義有り。初めの八字は、自ら

法理を究むることを明かし、後の五字は、親しく父母

を導く。前の「諸法本來甚深、信修證徹、義味自現

前」、此の三句は、眞の法宝を説く。是の如く、自利

利他の三句は、眞の僧寶を説く。

至哉、夫れ信に非ずんば道に入らず。戒に非ずんば果

を証せず。聞に非ずんば理を弘めず。施に非ずんば事

理融會せず。慧に非ずんば自在を受用せず。本具の性

徳を明らむるに非ずんば仏子の住に入らず。大小の法

理に通ずるに非ずんば菩薩の行を起さず。身心の道力

に徹するに非ずんば仏の慧命を続がず。此の八法を以

て、次第に親を化して、發心起行せしむ、是れ眞の報

恩と爲す。然らざれば皆是れ有爲幻化の事にして、畢

竟して六趣の苦輪を出でず。

『孝子經』に曰く、「若し親頑闇にして、三尊を奉ぜ

ずんば、兇〔凶に同じ〕虐〔魚・約の切。娘の入声。〕⁽³²⁾

酷なり、殘なり、苛なり。又た叶。宜・戟の切。音は

神去。繫於太山湯火萬毒。獨喚無救。由彼履〔从尸。〕

↓从尸。

从舟。从父。踐也。履行〕惡。遭此重殃。若復未移。

↓悲泣啼號。絶不

飲食。親雖不明。必以恩愛之情。懼子死矣。由當強

忍伏心崇正道。若親遷志。奉佛五戒仁惻不殺。清

讓不盜。貞潔不姪。守信不欺。孝順不醉。〔五戒義明〕。

↓宗門

〔宗族〕之内。即親慈。子孝。夫正。婦貞〔正而固也。

↓諡法。清白守節曰貞〕九

族和睦。僕使恭順。潤澤遠被。含血受恩。十方諸佛。

天龍鬼神。有道之君。忠平之臣。黎〔鄰溪切。音離。

↓衆也。與黎同。黔黎〕

庶萬姓。無不敬愛。祐而安之。雖有顛倒之政。佞孽

〔魚列切。音壁。婢妾也。史龜策傳。妖孽數見〕之輔。

↓兇兒妖婦。千邪萬怪。無

如已何。於是二親。處世常安。壽終魂靈昇生天上。

諸佛共會。得聞法言。獲度度世。長與苦別。佛告諸

沙門。親世無孝。唯斯爲孝耳。能令二親。去惡爲善。

逆。虎の反爪するに从う。〕殘戾、濫に非物を窃み、情は外色に染まり、偽りの辞にて道を非り、耽醉荒亂

し〔五句は即ち戒の五相を説く〕、正真に違背せん。兇孽なること斯くの若きとき、子は当に極諫して以て

之を啓悟すべし。若し猶お曹曹として未だ悟らずんば、

即ち開化の為に、譬を牽き類を引き、王者の牢獄、諸

囚の刑戮を示して曰うべし、「斯れ軌ならざる為に、

身は衆毒を被り、自ら命を殞う〔羽・敏の切。音は允

歿なり、又た殂なり〕ことを招く。命終り神去れ

ば、太山の湯火・万毒に繫がれて、独り喚べども救う

もの無し。彼の惡を履う〔尸に从う、イに从う、舟に

从う、父に从う、踐なり、履行なり〕に由りて、此の

重い殃に遭う。若し復た未だ移らずんば、悲泣啼号

して、絶して飯食せざれ。親は明らめずと雖も、必

ず恩愛の情を以て、子の死せんことを懼れ、由りて当

に強いて心を忍伏して正道を崇ぶべし。若し親志を遷

し、仏の五戒を奉ずれば、仁惻にして殺さず、清讓に

して盜まず、貞潔にして姪せず、守信にして欺かず、

孝順にして醉わず〔五戒の義は明かなり〕、宗門〔宗

奉持五戒。執三自歸。朝奉而暮終者。恩重於親乳哺之養。無量之惠。若不能以三尊之至。化其親者。雖爲孝子。猶不孝矣。乃至恚色。情蕩。忿嫉。怠慢。

「散

心。盲瞑。等行鳥獸。自古世來。無不由之亡身滅宗。

是以沙門獨而不雙。清潔其志。唯道是務。恩重經

曰。若善男子善女人。能爲父母。受持讀誦書寫父

母恩重。大乘摩訶般若波羅蜜經。一句一偈。一經

其耳者。所有五逆重罪。悉得消滅。永盡無餘。當得

見佛聞法。速得解脫。乃至作福造經。燒香請佛。禮

拜供養三寶。盛鉢飯食。供養衆僧。當知是人。能報

父母之恩。

族」の内にあり。即ち親は慈、子は孝、夫は正、婦は貞〔正にして固なり。』諡法』に、清白にして、節を守るを貞と曰う⁽³⁵⁾九族は和睦し、僕使は恭順し、潤沢は遠く被^おび、血含^ひは恩を受けん。十方の諸仏、天龍、鬼神、有道の君、忠平の臣、黎〔鄰・溪の切。音は離衆なり。黎^{れい}と同じ。黔黎^{けんれい}なり〕庶、万姓、敬愛せざるもの無く、祐^{たす}けて之を安ず。顛倒の政、佞^{ねい}賢〔魚・列の切。音は壁。婢妾^{ひよせ}なり、』史の龜策伝』に、「妖變^{しはしほちわ}数⁽³⁷⁾見る」との輔、凶兒、妖婦、千邪、万怪有り」と雖も、如^{いかん}已⁽³⁸⁾何ともすること無し。是に於て二親は、世に処^すみて常に安らぎ、寿終れば魂靈は昇りて天上に生じ、諸仏と共に会し、法言を聞くことを得て、道を獲て世を度^{わた}り、長く苦と別れん。仏は諸の沙門に告げたまわく、世を親るに孝無し。唯だ斯れを孝と為すのみ。能く二親をして、悪を去りて善を為さしめ、五戒を奉持して三自帰を執^まらしむれば、朝に奉^うけて暮に終る者も、恩は親の乳哺の養、無量の恵^あたも重し。若し三尊の至を以て、其の親を化すること能わずんば、孝子^た為りと雖も、猶⁽³⁹⁾お不孝なり。」

△四重明三尊之徳。又有三。

○一者佛。總含三寶義。

如來聖衆甚清淨。行直不曲。常和合法。

乃至「恚⁽⁴⁰⁾色、情蕩、忿嫉、怠慢、散心、盲瞶、行を鳥獸に等しくす。古世より來⁽⁴¹⁾之に由りて身を亡し、宗を滅せざるもの無し。是を以て沙門は独りにして双⁽⁴²⁾わす、其の志を清潔にす。唯だ道うのみ、是れ務なり。」

『恩重經』に曰く、「若し善男子、善女人、能く父母の為に『父母恩重』、『大乘摩訶般若波羅蜜經』の一句一偈を受持し誦誦し書寫し、一⁽⁴²⁾び其の耳を経る者は所有る五逆重罪、悉く消滅することを得て、永く尽きて余無し。当に仏を見、法を聞くことを得て、速かに解脱を得べし。」乃至「福を作して経を造り、香を焼きて仏に請い、三宝を礼拝供養し、鉢に飯食を盛りて衆僧に供養するは、当に知るべし、是の人、能く父母の恩に報いることを。」⁽⁴⁴⁾

△(節の)四に、重ねて三尊の徳を明かす。又た三つ有り。

○一には仏。総じて三宝の義を含む。

如來の聖衆は甚だ清淨にして、行直にして曲げず、

法身已證大士。是曰如來聖衆。見究竟。行究竟。是曰甚清淨。實相明了。純一無雜。是曰直不曲。性相無礙。觀達自在。是曰和合法。是明如來性中。總具眞實法僧。

常に法と和合す。

法身已証の大士、是れを如來の聖衆と曰う。見ることに究竟し、行ずること究竟す、是れを甚だ清淨と曰う。實相明了にして、純一無雜、是れを直にして曲げずと曰う。性相無礙、觀達自在、是れを法と和合すと曰う。是れ如來の性中に、総じて眞實の法僧を具することを明かす。

○二者法。自備五分法身。

法成就。戒成就。

行直和合則一切戒體。無不現前。戒者護持義。初戒策信解。後護持性戒。

○二には法。自ら五分法身を備う。法成就すれば、戒成就し、

行直にして和合すれば則ち一切の戒體現前せざること無し。戒とは護持の義なり。初めは信解を戒策し、後には性戒を護持す。

三昧成就。

三昧此曰正受。即禪安住義。知見了徹。入籠入細。

三昧成就し、

三昧、此には正受と曰う。即ち禪安住の義なり。知見了徹して、籠に入り細に入る。

智慧成就。

智慧成就し、

差別智。方便智。大小法門。了了常在面前。

解脱成就。

住無明中。透脱自在。在煩惱境。出入無碍。

解脱見慧成就。

頂門一隻眼。坐斷慧眼。超越法眼。不徹禪門向上

些子。爭得其少分。

○三者僧。明大小圓融之旨。

所謂聖衆。四雙八輩。是謂如來聖衆。最尊最貴。

↓當尊

奉敬仰。是世間無上福田。

四雙者。四德也。八輩者。八倒也。所謂無常計常。苦

計樂。無我計我。不淨計淨。是曰凡夫四倒。眞常計

無常。眞樂計苦。眞我計無我。眞淨計不淨。是曰小

乘四倒。今入一乘圓融門。則大小偏圓。齊成一味

差別智、方便智、大小の法門、了了として常に面前に在り。

解脱成就し、

無明の中に住して透脱自在、煩惱の境に在りて無礙に出入す。

解脱見慧成就す。

頂門の一隻眼、慧眼を坐斷し、法眼を超越す。禪門向上の些子を徹せずんば、争か其の少分を得ん。

○三には僧。大小円融の旨を明かす。

所謂聖衆とは四双八輩なり。是れを如來の聖衆と謂う。最尊最貴、當に尊奉敬仰すべし。是れ世間の無上の福田なり。

の無上の福田なり。

四双とは、四德なり。八輩とは八倒なり。所謂無常を

常と計し、苦を楽と計し、無我を我と計し、不淨を淨

と計す。是れを凡夫の四倒と曰う。眞常を無常と計し、

眞楽を苦と計し、眞我を無我と計し、眞淨を不淨と計

醍醐。故即無常而常。即常而無常。樂我淨義。亦復如是。小乘雖妨大乘。大乘不碍小乘。華嚴十地品。以十波羅蜜爲本。說四諦十二因緣。而爲一乘海中聖寶。法海廣博故。法寶亦無量。大小圓融。子細參詳看。

△五明究竟圓德。

如是諸子。當教父母行慈。

慈有二種。悲願愛顧之慈。智光純熟自然現順群氣之慈。初慈可知。後慈難明。所謂修行果滿。以無作德。能應衆生。如涅槃經。說慈善根。菩薩分成此慈。如來特圓此慈。究竟教導。能使父母漸漸入證圓成此德。

す。是れを小乗の四倒と曰う。今ま一乘円融の門に入れば、則ち大小偏円、斉しく一味の醍醐を成ず。故に無常に即して常、常に即して無常なり。衆、我、淨の義も、亦復た是の如し。小乗は大乘を妨ぐと雖も、大乘は小乗を礙げず。『華嚴』の十地品に、十波羅蜜を以て本と爲すも、四諦、十二因縁を説きて、一乘海中の聖宝と爲す。法海広博なるが故に、法宝も亦た無量にして大小円融するなり。子細に参詳し看よ。

△(節の)五に、究竟の円德を明かす。

是の如く、諸子は当に父母に慈を行わしむべし。

慈に二種有り。悲願愛顧の慈は、智光純熟すれば自然に群氣に順じての慈を現わす。初めの慈は知るべくも、後の慈は明らか難し。所謂修行の果滿すれば、無作の德を以て、能く衆生に応ず。『涅槃經』の慈善根を説くが如し。菩薩分に此の慈を成ず。如來は特に此の慈を円かにし、究竟して教導し、能く父母をして漸漸に入証して此の德を円成せしむ。

△六明繼家有旁正之異。

諸比丘。有二子。所生子。所養子。是謂比丘有二

↓子。是

故比丘。當學所生子。口出法味。

茲有世出世二義。氣質血肉。受之父母。財產智德。

内外總領。是爲所生子。雖習氣質。親受業法。氣不

徹孝。業不盡妙。是爲所養子。是世間義。若約出世

間。盡師知見。究師受用。應機得妙。說法契根。是爲

真正脈正續種草。雖得知見。未盡其全。雖明受用。

未徹其極。是以應機不妙。說法誤根。是爲旁出旁

傳英雄。法華經曰。從佛口生。從法化生。涅槃經曰。

我今所有正法。付屬摩訶迦葉。「乃至」我所得四禪

三三昧。大慈大悲等。摩訶迦葉皆悉得之。「云云」。是

從應機說法之中。生得法子。是故道學所生子。口
出法味。

△（節の）六に、家を繼ぐに旁正の異有ることを明かす。

諸の比丘に二子有り。所生の子と所養の子なり。

是れを比丘に二子有りと謂う。是の故に比丘は當

に所生の子を學して、口に法味を出すべし。

茲に世と出世の二義有り。氣質、血肉、之を父母に受

け、財産、智德、内外に綰じて領す。是れを所生の子

と爲す。氣質を習いて、親しく業法を受くと雖も、氣

は孝に徹せず、業は妙を尽さず。是れを所養の子と爲

す。是れ世間の義なり。若し出世間に約せば、師の知

見を尽して、師の受用を究め、應機は妙を得て、說法

は根に契う、是れを眞の正脈、正統の種草と爲す。知

見を得ると雖も、未だ其の全を尽さず。受用を明らかに

と雖も、未だ其の極に徹せず、是を以て應機は妙なら
ず、說法は根を誤る。是れを旁出旁傳の英雄と爲す。

『法華經』に曰く、「仏の口より生じ、法より化生す。」⁽⁴⁵⁾

『涅槃經』に曰く、「我れ今ま所有る正法を摩訶迦葉
に付屬す。」「乃至」「我が得る所の四禪、三三昧、大

慈大悲等、摩訶迦葉は皆な悉く之を得たり。」〔云云〕

△七結勸。

如是諸比丘。當作是學。

結所說法。鄭重勸奘在家出家。孝子經曰。奉此明

戒。爲君即保四海。爲臣即忠。以仁養民。父法明。子

孝慈。夫信婦貞。優婆塞優婆夷。執行如此。世逢佛

見法。得道。佛說如是。弟子歡喜。〔已上孝子經全文

「↓也」。

○三流通分

爾時諸比丘。聞佛所說。歡喜奉行。

略出流通之義。歡喜有二。聞法深理。生信解心。是

曰信位初心歡喜。達經法性。入無生忍。是曰住地

歡喜。是菩薩階位。十住初名發心住。十行初名歡

喜行。十地初名歡喜地。發心入證之初。一時得此

是れ應機說法の中より、得法の子を生ず。是の故に
「所生の子を學びて、口に法味を出す」と道う。

△（節の）七に、結勸。

是の如く諸の比丘は当に是の學を作すべし。

所說の法を結びて、鄭重在在家出家に勸奘す。⁽⁴⁶⁾

『孝子經』に曰く、「此の明戒を奉けて、君の爲に即

ち四海を保ち、臣の爲に即ち忠し、仁を以て民を養う。

父は法明らか、子は孝慈、夫は信、婦は貞なり。優婆

塞、優婆夷の行を執すること此の如きなれば、世々^{々々}仏

に逢い、法を見、道を得る。仏は是の如き説き、弟子

は歡喜せり。〔已上、『孝子經』、全文なり。⁽⁴⁷⁾〕

☆三に、流通分

爾時、諸の比丘は仏の所說を聞き、歡喜して奉行

す。

略して流通の義を出す。歡喜に二有り。法の深理を聞

きて、信解の心を生ず、是れを信位初心の歡喜と曰う。

經の法性に達して、無生忍に入る、是れを住地の歡喜

二歡喜位故。奉行有二。一者信解依行。戒策日進。

二者入證安住。究微盡蘊。今聞此經孝道二種深

理。上根者。入證究妙。中根者。信順精勤。下根者。

↓尊

崇仰信。奇哉此經。妙哉此說。不啻父母。大蒙勝益。

九族齊生如來法王家。不啻師資。最滿上德。衆生

同遊菩薩行願海。

と曰う。是れ菩薩の階位にして、十住の初めを發心住

と名け、十行の初めを歡喜行と名け、十地の初めを歡

喜地と名く。發心入證の初めに、一時に此の二つの歡

喜の位を得るが故に。

奉行に二つ有り。一には、信解し依行して、戒策して

日進す。二には、入証し安住して、微を究め蘊を尽す。

今ま此の經の孝道の二種の深理を聞くに、上根の者は、

入証して妙を究め、中根の者は、信順して精勤し、下

根の者は、尊崇して仰信す。奇なるかな此の經、妙な

るかな此の說。齊たに父母の大いに勝益を蒙るのみなら

ず、九族も齊しく如來法王の家に生じ、啻に師資、最

も上徳を滿するのみならず、衆生も同じく菩薩行願の

海に遊ばん。

明和七年庚寅七月二十四日。捨筆於江州神崎

宮前邑齡仙精舍。爲父宗樹。母智仙。建大寶塔。伸

供養之序。廿日至廿四日。五日之間。註解講演。以

報生養之恩。願法界有情。悉入此經法門。隨分得

孝道之妙。

明和七年庚寅七月二十四日、江州神崎宮前の邑、齡仙

精舍に筆を捨すく。父宗樹、母智仙の為に、大宝塔を建

て、供養の序ことばを伸べ、廿日より廿四日に至るまで、五

日の間、註解講演して、以て生養の恩に報ゆ。願わく

は法界有情、悉く此の經の法門に入りて、分に隨いて

東嶺圓慈識

孝道の妙を得んことを。

東嶺円慈識す。

佛説父母恩難報經

朝鹿慈祥損資敬刊

仏説父母恩難報經

朝鹿慈祥、資を損⁺てて敬^{つし}みて刊す。

天明八年戊申正月發行

大阪書肆「堺筋長堀橋北入」増田源兵衛

天明八年戊申正月に發行す

大阪の書肆「堺筋長堀橋北入る」増田源兵衛

写本のみに見える江峰禅能の跋

写本のみに見える江峰禅能⁽⁴⁸⁾の跋

此經注解原書者明和七年七月二十四日東嶺大和尚自筆講本並天明八年刊行書二冊請洛西下立賣紙屋川法輪寺光村和尚秘藏昭和十二年二月敬寫畢永謹藏慈雲山中一者爲報佛護神照禪師法乳慈恩二者爲後昆法孫修道伏冀永久護持之勿散逸至屬至禱

此の經の注解の原書は明和七年七月二十四日に東嶺大和尚の自筆の講本並びに天明八年刊行の書を、二冊、洛西下立売、紙屋川、法輪寺の光村和尚に請いて、秘藏して昭和十二年二月に敬んで写し畢わり、永く謹んで慈雲山中に蔵す。一には、仏護神照禪師の法乳の慈恩に報いんが為なり。二には、後昆の法孫の修道の為なり。伏して冀わくは、永久に之を護持して、散逸すること勿れ。至屬、至禱。

維時昭和十二〔丁丑〕年二月十九日
慈雲山齡仙禪寺現住

江峰禪能識

維時、昭和十二〔丁丑〕年二月十九日、慈雲山齡仙禪
寺の現住、

江峰禪能識す。

- (1) 草稿には「為在家教導之助」に作る。
- (2) 『梁僧伝』に見える年号は「建和三年」で、安世高が洛陽で訳経を始めた年を示し、道安の経録に拠るとする(大正蔵第五十卷、三三四頁上、九行)。道安の『綜理衆経目錄』の記録は不明であるが、早く見つもって三七四年に作成されたものとしても、安世高の時代との隔たりが大きい。ここで東嶺は『仏祖歴代通載』を引用して、その年号を写しているが、その出典では建和己丑を四年と見なしている。現在の年表では建和己丑を建和三年と数えている(『東方年表』、四一頁)。林屋友次郎『経録研究』、三五—三六二頁参照。
- (3) 『仏祖歴代通載』巻五、大正蔵第四九卷、五〇九頁中、十二—十五行。
- (4) Śrāvastī 市の Anāthapiṇḍadaśyārama といふ寺、即ち Anāthapiṇḍada (Sudatta とも) 長者が建てた寺院。赤沼智善編『印度仏教固有名词辞典』二四五と六〇七—六〇八頁、中村元『仏教語大辞典』、縮刷版二一七頁3。同じ場面は敦煌本の『孟蘭盆経講経文』にみえる(大乘仏典、巻十、二六二頁)。
- (5) 大正蔵本では「舖」に作る(第十六卷、七七九頁上、一行)。
- (6) 『方便仏報恩経』巻一、大正蔵第三卷、一二四頁上、二二—二三行。
- (7) 『方便仏報恩経』巻一、大正蔵第三卷、一二四頁中、十九—二五行。二四行の「善男子」は東嶺のテキストでは「善好男子」に作る。八字のリズムを保つため、この経の異本に同じ相違があることが想定できる。
- (8) 『方便仏報恩経』巻一、大正蔵第三卷、一二四頁中、二九行—三四頁、下十四行。下の段落の三行目の「逾」は東嶺のテキストでは「踰」に作る。下の段落の十二行目の一部は省略されている。
- (9) 『方便仏報恩経』巻一、大正蔵第三卷、一二七頁下、七行—十四行。『涅槃経』巻第十にも、「如来常為一切衆生而作父母」という句が見える(大正蔵第十二卷、四二—四三頁下、十行)。
- (10) 乾いた場所を子に与え、自分で湿地に寝ること。『孝経授神契』(『孝経緯』に収載)では、「推燥居湿」が見える(大漢和辞典、第五卷、二九六頁2)。『父母恩重

- 經』の敦煌本乙では「推乾就濕」となり（大正蔵第八五卷、一四〇三頁下、三行）、敦煌本甲では「乾処兒臥、濕処母眠」となっている（大乘仏典第十卷、三九一頁）。
- (11) 『莊子』に見える語（福永光司本、雜篇一三四—三五頁参照）。
- (12) 大正蔵本では「摩飾」を「摩拭」に作る（第十六卷、七八〇頁中、八行）。「飾」の場合でも「ぬぐう」、汚れを拭き清める意で使われている。
- (13) 「切」は「反切」という漢字の音を表す方法を示す。この例では、賂(ㄌ)は魯(ㄌ)の「ㄌ」と故(ㄍ)の「ㄍ」に分解できるが、他の例を見ると反切は必ずしも現代中国語の発音と一致しない。この場合、礼賂するという表現は秘かに師匠や友達に贈り物をあげて、子の成功を支えるという意で使われているのであろう。
- (14) 大正蔵本では「重貢」を「奉貢」に作る（第十六卷、七八〇頁中、九行）。奉貢はみづぎ物を献納する意（大漢和辞典、第三卷、五八一頁2）。
- (15) いたみうれえる（大漢和辞典、第四卷、一一五六頁4）。
- (16) 『孝子経』の引用は大正蔵第十六卷、七八〇頁中、六一十一行に見えるが少し異同がある。
- (17) 『父母恩重経』の敦煌本乙では、「非父不親」を「非義不親」に作り（大正蔵第八五卷、一四〇三頁下、三行）、敦煌本甲には見えない。東嶺の手許にあった本には「義」の代わりに「父」となっていたようであり、そ

- の方が意味が通じる。龍谷大学仏典訳部編輯の本ではここを「母にあらざれば養わず。母にあらざれば育てず。」と読み（二頁）、由木義文氏の本では「誠実な心をもっていなければ親ではないし、母でなければ子を養育しない」と、更に不思議な解釈になっている。この「不親」を「不養」に対応する動詞として「したしくせず」と訓んだが、「親」を「かわいがる、いつくしむ」の意で使われているように思う。『寒山詩』には、道に親しくするという用例あり（禪語録十三卷、一六四頁）。
- 『詩経』の小雅では「父兮生我。母兮鞠我。拊我畜我。長我育我。云々」となっている。刊本には「鞠、養也」という註が付いている（『詩経・訂正音訓』、卷下、宗棠寺文庫本、禪文化研究所蔵）。
- (18) 『父母恩重経』の敦煌本乙では、「闌車」を「蘭車」に作り（大正蔵第八五卷、一四〇三頁中、二九行—一四〇三頁下、一行、そして一四〇三頁下、四行）、敦煌本甲には見えない。由木義文氏の本では、「闌車」をゆりかご（揺籃）と解釈している（八一頁）。「闌車」の説明に関して東嶺がどういう資料に基づいたか、そしてその資料がどんなサンسكريット語の訳となったかとは判らない。しかし、東嶺が梵語の話をするということとは真言宗の本を手に入れた可能性を強めている。なお、敦煌本乙には「或在闌車、搖頭弄腦」という句が見えるので、「ゆりかご説」は有力（大正蔵第八五卷、一四〇

三頁下、十六行）。

(19) 東嶺の刊本には「不浄を食す」と訓み、送り仮名の「ス」が付いている。子供が食事中よごした手を母がなめる様子であろう。

(20) 『父母恩重経』の東嶺の引用は部分的に敦煌本乙に該当するが、江戸時代の流布本は明らかに別であった。敦煌本甲はさらに違う。この経の異本に関しては禿氏祐祥「父母恩重経の異本に就て」と大乘仏典第十巻を参照されたい。禿氏の論文によると、寛永二十年（一六四三）に刊本が高野山で開版され、論文当時の昭和三年には水原堯栄氏の所蔵であったという。その刊本は未確認。

『父母恩重経』に限って、『詩経』の文章がそのまま採用されていることから、『詩経』の影響は注目に値する。例えば、ここでいう「昊天罔極」は『詩経』の小雅、蓼莪章に見える。東嶺はこれを第二節で自ら指摘している。裁章に見える。東嶺はこれを第二節で自ら指摘している。

(21) 『阿難問経』（阿難問事仏吉凶経）という經典には二種類あるが、いずれにも東嶺の引用文に該当する箇所は見えない（大正蔵第十四巻、七五三―七五四頁、そして七五四―七五六頁）。人が命を得る因縁は『阿難四事経』等に説明されているが、東嶺のテキストとは違う（大正蔵第十四巻、七五七頁上、十四―十六行）。『五王経』でもその説明を踏まえている。

(22) 三十八かける七日は二六六日間である。ただし東嶺がいうには九カ月間の内、五つの月が長くて、四つの月が

短い、しかも二六六日間に及ぶには、四日間が足りない。その計算の仕方に合わせて、長い月が三十日間で(6×30=180)、短い月が二十八日間(4×28=112)である(6×112+283+4=266)。

(23) この場合も、『五王経』には東嶺の引用文に該当する箇所は見えない（大正蔵第十四巻、七五三―七五四頁、そして七九五―七九七頁）。わずかに「欲生之時。頭向産門」という箇所が「将趣産門」に似ている（同、七九六頁中、八一―九行）。東嶺の引用はたいい厳密なので、江戸時代によほど異本があったと思われる。

(24) 『古事記』の伝説には用明天皇が「庶妹間人穴部王を娶して、生みませる御子、上宮の厩戸豊聡耳命」とあって、聖徳太子の母をさしている（岩波文庫本、二〇八頁）。東嶺に於ける太子信仰の一端が窺える。

(25) 不詳。太子信仰文学に登場する人物であろう。

(26) 大正蔵本では「正」に作る（第十六巻、七七九頁上、二行）。

(27) 「かえりもうしす」は刊本の振仮名で、「還り申し」即ち指命を果たして、それを報告するという意を示す。賽は「むくいまつる」と訓むのが普通。

(28) この引用は『孝子経』の文章に該当する（大正蔵第十四巻、七八〇頁中、十一―十七行）。

(29) 『父母恩重経』の敦煌本乙にも、本の甲にもこの箇所は見えないし、他の講話本にも偈は掲載されていない。

ただし「昊天罔極」という句が二箇所に出ている。

- (30) この訓読は刊本の振仮名による。ここでは「願復」という熟語を分割した表現である。要するに、子をふりかえって、それを繰り返す動作を表す(大漢和辞典、卷十二、三〇九頁上)。『詩経』の刊本には、「反覆」という注があり、ここで「幾度も繰り返す」意を示す。

- (31) 刊本には「にす」という送り仮名が右にあって、「いだけり」というふり仮名が左に見える。「腹」を動詞として「いだけり」と訓めるが、かかえて持つ、そして養護するという両意味を含めている。

- (32) 「虐」に関する東嶺の解説は反切に基づいているが、この場合現代中国語の発音と異なっている。「虐」の音は現在 *niè* なので、東嶺がいう「魚(ㄩ)ㄛ、約(ㄩㄛ)の切、娘(niàng)の入声」とは一致しない。その次ぎの説明でも、「宜(ㄩ)ㄛ、戟(ㄩ)ㄛの反、音は逆(ㄩ)ㄛ」と言って、日本語の「ギャク」という発音に該当するが、現代中国語と違う。しかし、東嶺の字源の解説は現代の辞典とほぼ同じである。「虎がつめで人に傷をつけること」として「とらんむり」の下の部分が爪を反対にしたもので、ギャクという音がさからう意(逆)で、「虎に逆らったために、虎が人を爪で残」と解釈されている(『角川・字源辞典』、五三七頁下、一六四九番)。
- (33) 「非物」という熟語は見当たらないが、戒律で許されていない物を指していると思われる。

- (34) 草稿にも大正蔵の『孝子経』にも「太山」となっている。刊本の「大山」をそれに拠って改めた(第十六卷、七八〇頁中、二三行)。大山も泰山も泰山の異名である。そこに人の魂魄を治める神がいるという古い信仰を踏まえているように見える(大漢和辞典、卷六、一〇七七頁上「泰山治鬼」参照)。しかし、仏典として、この経はむしろ『分別善惡所起経』等に詳しく説かれてくる冥途の「太山地獄」を意識している(大正蔵、第十七卷、五一六頁、二九行、そして五一八頁中、四行、六一七行等)。その点に関して『望月・仏教大辞典』の「太山王」と「太山府君」を参考されたい(卷四、三二二三下―三二二四上と三二二五中―三二二六中)。草稿には「衆合地獄」というメモが見え、八大地獄の第三を示す。

- (35) 大漢和辞典の「貞」の字義に拠ると、「諡」という意味もある。但し、そこに見える『逸周書、諡法解』の引用文には「情白守節曰貞」とあって、東嶺の本の「清」の代わりに「情」という字が使われている(卷十、六九七頁上、十)。

- (36) ここにみえる「政」をどう理解するかということによって全体の意味は左右される。その字を「まつりごと」と捉えると、君の政治が間違っても仏教に帰依した人々は動揺しないという意になる。

- (37) 『史記列伝』第六十八、「亀策伝」、富山房編輯部編

『漢文体系』第七卷、六五八頁。

(38) この如いかん何かという三字に関して、二番目の字は刊本で

「己おのれ」に作るが、大正蔵の『孝子経』に拠って改めた（第十六卷、七八〇頁下、四行）。正亮の註解では、「己」について「疑うらくは筆誤なることを」と注意し、「之」の誤りではないかと推定している（『孝子経報乳鈔』、日本大蔵経第八卷、五八四頁）。

(39) ここまでの『孝子経』の長い引用はほぼ大正蔵のテキストと一致する（大正蔵第十六卷、七八〇頁中、十七行—七八〇頁下、十一行）。その次ぎに来る経の文章が省略されている。省略された部分には「女情多欲好色無倦」という箇所があり、これを嫌ったとも考えられるが、それより、むしろ「殺君」という表現が幕府の検閲に触れる危険が大きかったためであろう。草稿でも同じ部分を省いている。

(40) この二字の訓みに関して、草稿では、「貪」という字が側に書いてあるので、東嶺がそれを「むさぼる」と訓んでいたことは明らかである。大正蔵では、恠を恠に作る（第十六卷、七八〇頁下、十八行）。ここまでは『大漢和辞典』の字義と一致する（第四卷、一〇二〇頁上、一〇五七六号）が、大正蔵の注に見える「悟」は誤りであろう。

(41) 『孝子経』、大正蔵第十六卷、七八〇頁下、十八行—七八一頁上、二行。

(42) 「経耳」という熟語はどこにも見つけないが、この文脈で「経意」とか「経心」と同じように、「経」を留める意味で理解した。刊本の送り仮名は判読しにくくて、「レン」のように見えるので、それに従わなかった。

(43) この流通の部分はすべて『父母恩重経』の敦煌本乙に見える（大正蔵第八十五卷、一四〇四頁上、十行—十四行）。

(44) この引用も『父母恩重経』の敦煌本乙に該当する（大正蔵第八十五卷、一四〇四頁上、十八行—十九行）。

(45) 『法華経』巻第二、大正蔵第九卷、十頁下、十三—十四行。舍利弗が自分も真の仏子であると自覚した場面で使われる句。

(46) 刊本にある「勸禁」は「勸奨」の誤字と思われるが、一応原文のままにした。草稿はどちらにでも読める。

(47) 以上の注(39)で述べたように、『孝子経』の全文ではない。草稿にはこの備考はみえない。

(48) 江峰禅能和尚（一九〇九—一九五九）は輪仙寺の第十三世で、略伝が後藤東慶和尚著の『東嶺禅師遺墨集・輪仙寺三百年史』、一〇四—一〇六頁に見える（輪仙寺発刊、五個荘町、一九七〇年）。

附録 東嶺著作一覧表

文献を内容によって六つに分類（A—F）し、分類別に題名を五十音順に並べた。尚、この目録には東嶺の書簡、書き入れ本、墨蹟、そして別の著者による東嶺に関する資料は含まれていない。その類の資料に関しては、所蔵や刊年なども含め次の拙稿を参照された。

- “Vers la Redécouverte de Tōrei”（東嶺の再発見に向けて）、*Cahiers d'Extrême-Asie* 極東アジア研究紀要七号、禅学特集、一九九三—一九九四年、法宝義林研究所、京都、三一九—三五二頁。
- *Traité sur l'Inépuisable Lampe de l'Ecole Zen* — [Tōrei et sa vision de l'éveil]（宗門無尽燈論の研究・東嶺による「覚」の捉えかた）、“Mélanges Chinois et Bouddhiques”, Institut Belge des Hautes Etudes Chinoises, 次期出版。

- ▲ 著作自体に関して問題があるもの（紛失、所在不明、著者不明など）。
- ◎ その著作が基づいている原資料に関して問題があるもの。
- ☆ 複数の題名、あるいは違う刊本によって混乱を招くもの。
- * 新しい資料。

なお、原本の題名に含まれていない字は、カギ括弧「」で

くくった。

▲	1	A 經典の註疏
◎	2	華嚴經普賢行願品・宗通略疏
	3	四十二章經〔註解〕
	4	舍利札文〔著語〕
	5 a	心經開筵（筵）拙語
	5 b	達磨多羅禪經・説通考疏
	6	達磨多羅禪經・略頌
	7 a	天台智者智顛大師円頓章
	7 b	毒語注心經
☆	7 a	白隠和尚著心經著語并頌・東嶺和尚著般若心經
☆	7 c	般若心經・毒語注
☆	7 d	般若心經・不不註
◎	8	父母恩難報經〔註解〕（*草稿）
☆	7 e	摩訶般若波羅蜜多心經・不不卷主円慈註
*◎	9	文殊師利菩薩一〔時〕梵持經〔註解〕（表題は一字梵持經、別名は三身寿命无边經、日本大藏經の第四六冊、一—二頁に収録）

	▲					☆																			
19	18	17	16	16		10	15	11	11	14	13	13	12	10	10	10	11	10							
			b	a		e		c	b		b	a		d	c	b	a	a							
	D 神道、儒教に関する著書					C 行録、年譜										B 禅論、法語類									
吾道宮縁由					至道庵記↓16 b 至道庵復興始末記 (原文は題名なし) 至道無難庵主禪師行録 神機独妙禪師年譜										臘八示衆↓10 c 碧巖百則辨 入道要訣↓11 a 東嶺円慈道歌二十一首↓11 a 退養雜毒海 宗門無尽燈論願力辨 宗門無尽燈論 雜毒海↓10 c 五家辨↓10 c 五家參詳要路門 看經傍↓10 c 快馬鞭 滄仰要路↓10 c										

▲										◎									
35	34	33	32	31	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22		21	20	20	
								b	a							b	a		
F 不詳										E その他の資料									
龍沢寺開山上堂普說 息耕録開筵普說・蛇足 巡礼歌円解 神仏二聖和歌註 虎溪三笑 血盆経・註 灌伝次日中宮次第 延命十句観音経 [著語] 龍沢寺開山上堂普說										三法孝経口解↓20 b 神儒仏三法孝経口解 神道秘伝 寒林貽宝の序 禅関策進の後序 仏祖心印戒儀 弁財天講式 每晨課誦發願文 輪仙寺齒髮塔大過去帳↓27 b 輪仙寺内外給檀齒髮塔大過去帳									

参 考 文 献

一 父母恩難報經の註解で引用されている
經典と外典

- 阿難問經（阿難問事仏吉凶經）、T. 14 No. 492〔二種類〕
 孝子經、失訳、T. 16 No. 687
 華嚴經、実又難陀訳、T. 10 No. 279
 五王經、失訳、T. 14 No. 523
 史記、（史記評林、卷二二八、龜策列伝）
 詩經、（小雅の内、蓼莪の章）
 諡法、蘇洵（一〇〇九—一〇六六）撰、嘉祐集に収録
 大方便仏報恩經、失訳、T. 3 No. 156
 涅槃經、曇無讖訳、T. 12 No. 374
 仏祖〔歴代〕通載、T. 49 No. 2036
 父母恩重經、T. 85 No. 2887等（複数の異本）
 父母恩難報經、安世高訳（偽訳の可能性が強い）、T. 16 No. 684
 法華經、鳩摩羅什訳、T. 9 No. 262
 梁僧伝（高僧伝）、T. 51 No. 2059

二 関 連 資 料

壁生草、白隠著、白隠和尚全集、第一卷一四九—一三〇頁

孟蘭盆經、（竺法護に帰せられる偽訳）、T. 16 No. 685
 孟蘭盆經疏、T. 39 No. 1792、宗密の註解
 科註・父母恩重經因極鈔、真賢著、貞享元（一六八四）年刊行、
 神洛書堂西村孫右衛門藏版〔大谷大学図書館、内余大五七八、
 日本大藏經第八卷にも収録〕

寒山詩闡提記聞、白隠著、白隠和尚全集、第四卷一—三六四頁
 孝子經報乳鈔、正亮著、日本大藏經第八卷に収録、文政六（一
 八二三）年の後序あり

孝道和讃、白隠著、白隠和尚全集、第六卷二八五—二九〇頁
 再輓布鼓、白隠著、白隠和尚全集、第五卷一九—八六頁

長阿含十報法經、安世高訳、T. 1 No. 13
 仏説・父母恩難報經翼解、祐賀著、貞享三（一六八六）年刊行、
 八尾市兵衛開板〔大谷大学図書館、内余大二六六一、亮貞の
 跋あり〕

布鼓、白隠著、白隠和尚全集、第五卷一—一八頁
 報恩奉盆經、失訳、T. 16 No. 686

三 研究（単行本と論文）

赤沼智善、『仏教經典史論』、法蔵館、昭和五六年（復刊）〔著
 者は五七頁に父母恩難報の書名を挙げているが、安世高に帰
 せられることについて明言を避けている〕

- 大谷旭雄、「善導・法然における孝道論」、『大正大学研究紀要』第七〇号、一九八五年二月、二三一—四一頁
- 小川貫式、「大報父母恩重經の變文と交相」、『印度学仏教学研究』第一三卷、第一号(二五)、昭和四〇年一月(一九六五)、四九—五七頁(『仏教文化史研究』に再録、永田文昌堂、一九七三年)
- 佐竹昭広、『民話の思想』、中央文庫五六〇、中央公論、一九九〇年
- 静谷政雄、『インド仏教碑銘目録』、平楽寺書店、一九七九年
- 静谷政雄、『初期大乘仏教の成立過程』、百華苑、一九七四年
- 禿氏祐祥、「父母恩重經の異本に就て」、『宗教研究』、新第五卷第四号、昭和三年七月(一九二八)、五九〇—五九七頁
- 牧田諦亮、『疑經研究』、京都大学人文科学研究所、一九七六年
- 松尾良樹訳、「父母恩重經講經文」、『大乘仏典—中國・日本』一〇、敦煌一、福井文雅、松尾良樹等訳、中央公論社、一九九二年
- 道端良秀、『唐代仏教史の研究』、法藏館、一九五七年
- 道端良秀、『仏教と儒教倫理—中國仏教における孝の問題』、サラー叢書一七、平楽寺書店、一九六八年(第二刷一九七四年)
- 〔貴重な参考文献が三二—三三六頁に掲載されている〕
- 心山義文、「白隠の護法論と民衆化」、『二葉憲香博士古稀記念・日本仏教史論叢』、永田文昌堂、一九八六年、三〇五—三二二頁
- 望月信亨、『仏教経典成立史論』、法藏館、昭和五三年(一九八八年の復刊有り)
- Ch'en, Kenneth. "Filial Piety in Chinese Buddhism", *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Harvard Yenching Institute, vol. 28, 1968, pp. 81-97
- Ch'en, Kenneth. *The Chinese Transformation of Buddhism*, Princeton University Press, Princeton, 1973
- Przyluski, Jean. "Les rites d'avalambana", *Mélanges chinois et bouddhiques*, vol. 1 (1931-1932), Bruxelles 1932, pp. 221-225
- Schopen, Gregory. "Filial Piety and the Monk in the Practice of Indian Buddhism: A Question of 'Sinicization' Viewed from the Other Side", *T'oung pao* 70, 1-3 (1984) pp. 110-126
- Strong, John S. "Filial Piety and Buddhism: The Indian Antecedents to a 'Chinese Problem'." In Peter Slater & Donald Wiebe (ed.) *Traditions in Contact and Change*. Wilfrid Laurier University (1983) pp. 171-186
- Swanson, Paul L. "Tapping the Source Directly: A Japanese Shugendō Apocryphal Text", *Japanese Religions* Vol. 18 No. 2, July 1993, pp. 95-112
- Zürcher, Erik. "A New Look at the Earliest Chinese Buddhist Texts", *From Benares to Beijing—Essays on Buddhism and Chinese Religion in Honour of Prof. Jan Yü-hua*, ed. by Koichi Shinohara and Gregory Schopen,

Mosaic Press, Oakville (Canada), New York and London,
1991, pp. 277-303.

四 『恩重経』に関する講話等

荒崎良徳『母のこころ「父母恩重経」に学ぶ』、鈴木出版、一
九九一年

今村昌賢『仏説父母恩重経・新訳』、中山書房仏書林

鎌田禅商『放送テキスト・父母恩重経講話―新しき親子像の発
見』、妙心寺派布教師連盟発行、昭和三五年

長尾大学『父母恩重経講話』、三喜房仏書林、昭和一四年

永久岳水『仏説父母恩重経講話』、中山書房仏書林、昭和四八
年

松原泰道『父母恩重経を読む』、校成出版、昭和五六年

由木義文『父母恩重経の話』、大蔵出版、一九八六年

竜谷大学仏典翻訳部編輯『父母恩重経』、竜谷翻訳ハンドブッ
クシリーズ [1]、(英訳との合本) Ryukoku Translation

Center, *Sutra on the Heavy Indebtedness to One's Parents*,
translated by John Doami, ed. by Hisao Inagaki, 京都、
一九六五年